

芸術文化センター 大ホール利用料金表

利用区分		室名	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	昼間（午前9時から午後5時まで）	昼夜（午後1時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
入場料を徴収しない場合	平日	大ホール	26,600円	39,900円	54,300円	66,500円	94,200円	120,800円
		中ホール利用	17,200円	25,800円	35,200円	43,000円	61,000円	78,200円
	土・日・祝日	大ホール	34,500円	51,800円	70,700円	86,300円	122,500円	157,000円
		中ホール利用	22,400円	33,600円	45,700円	56,000円	79,300円	101,700円
1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	大ホール	39,900円	59,800円	81,500円	99,700円	141,300円	181,200円
		中ホール利用	25,800円	38,700円	52,800円	64,500円	91,500円	117,300円
	土・日・祝日	大ホール	51,800円	77,800円	106,000円	129,600円	183,800円	235,600円
		中ホール利用	33,600円	50,300円	68,600円	83,900円	118,900円	152,500円
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	大ホール	53,200円	79,700円	108,700円	132,900円	188,400円	241,600円
		中ホール利用	34,400円	51,600円	70,400円	86,000円	122,000円	156,400円
	土・日・祝日	大ホール	69,100円	103,700円	141,300円	172,800円	245,000円	314,100円
		中ホール利用	44,700円	67,100円	91,500円	111,800円	158,600円	203,300円
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	大ホール	66,400円	99,700円	135,900円	166,100円	235,600円	302,000円
		中ホール利用	43,000円	64,500円	88,000円	107,500円	152,500円	195,500円
	土・日・祝日	大ホール	86,400円	129,600円	176,600円	216,000円	306,200円	392,600円
		中ホール利用	55,900円	83,900円	114,400円	139,800円	198,300円	254,200円
5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	大ホール	82,400円	123,600円	168,500円	206,000円	292,100円	374,500円
		中ホール利用	53,300円	80,000円	109,100円	133,300円	189,100円	242,400円
	土・日・祝日	大ホール	111,200円	166,900円	227,500円	278,100円	394,400円	505,600円
		中ホール利用	72,000円	108,000円	147,200円	180,000円	255,200円	327,200円

備考

- 1 入場料の金額区分は、入場者1人当たりの額とする。
- 2 入場料とは、入場料、会費その他これらに類する料金をいう。入場料の額に段階があるときは、その最高額をもって、本表の入場料の額とする。
- 3 利用時間の各時間区分に満たない場合でも、時間区分どおり利用したものとする。
- 4 やむを得ない理由により、利用時間が本表に定める利用時間帯を超え、又は繰上げて利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、本表中の該当使用料の額を1時間当たりに換算した額とする。
- 5 中ホール利用とは、大ホールの2階席部分を仕切り、1階席部分のみを利用する場合をいう。
- 6 商品の販売、宣伝又は企業活動若しくは営業活動等を目的として利用する場合の使用料は、本表中の「5,000円を超える入場料を徴収する場合」の額を該当させる。
- 7 大ホールのホワイエのみを利用する場合の使用料は、当該ホールの使用料の額の100分の30に相当する額とする。
- 8 ホールを公演その他催事（以下「催事」という。）の準備、撤去等で利用する場合（催事当日の準備、撤去等での利用を除く。）の使用料は、当該ホールの入場料を徴収しない場合の使用料の額の100分の50に相当する額とする。
- 9 附属設備、備品及び冷暖房の使用料は、別に規則で定める。
- 10 使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。